

太閤検地における村位別石盛り制の研究(四)

佐藤 満洋

目次

まえがき

一 豊後における文禄検地

A 新制度による南部四郡の検地

B 北部四郡の村位別石盛り

二 全国的に見た村位別石盛り制

A 島津領における村位別石盛り

B 畿内における村位別石盛り

1 摂津の検地

2 河内の検地

3 和泉の検地

4 大和の検地

(以上五九号)

C 伊勢国における村位別石盛り

D 近江国における村位別石盛り

E 越前国における村位別石盛り

F 太閤蔵入地における村位別石盛り

三 村位別石盛り制の起原

四 石盛り原則について

A 村位別石盛りの仕方

B 村の立地条件と村位

C 石盛り原則

(以上六〇号)

五 太閤検地以降の村位と石盛り

(以上本号)

六 村位別石盛り制の意義

あとがき

(C) 石盛り原則

以上のごとくして村位が定められた後、各村別の石盛りはどのようにしてきめたのだろうか。村位別石盛り制による田畑位間の石盛り差は、前項で述べたごとくすべての地方で「二つ劣り」の石盛り原則に従って石盛りされているだろうか。検討の都合上、第一・二項と多少重複する点が生ずるが、この石盛り原則を豊後南部四郡の石盛りから検討してみよう。

(イ) 豊後では石盛りを明示した「検地条目」はまだ知られていない。しかし畿内地方の「検地条目」に示されている基準石盛りは、第Ⅱ村位の石盛りであったことはすでに述べた通りである。そして第Ⅱ村位は豊後や島津領での石盛りに対比すれば、中ノ村的村位と考えられるし、豊後や島津領での屋敷方石盛りは村位には無関係に中ノ村上畑と同一石盛りになっていることから、中ノ村の石盛りが同地方における村位別石盛りの基準であったろうことは先述の通りである。

右の観点に立つて、豊後国南部四郡における石盛り原則を検討すると次のごとく考えられる。

中ノ村上田の一石三斗は、基本的には前項で述べた『地方凡例録』に見られるごとく、坪刈り収量に三百歩を乗じて得たものであると考えてよいであろう。中田以下は「二つ劣り」の石盛り法によると、中田は一石一斗、下田は九斗と自動的に石盛りができる。また上々田は「二つ劣り」の逆に「二つ増り」(仮称)にすれば一石五斗が得られる。

それでこの石盛りの原則を「二つ増り・二つ劣り」の原則と仮称して、現存する検地帳の石盛りと対比して見よう。

中ノ村の検地帳は六冊あるが、石盛りは「見計」によったと考えられる下々田を除けば、あとは右の石盛り原則通りになっている。

ところでこの石盛り原則で上ノ村と下ノ村の石盛りを考えると、やはり上田の石盛りを坪刈によってきめれば、その他の田位は「二つ増り・二つ劣り」で簡単にきめられることになる。

しかし、右の石盛り原則だけでは村位ごとの石盛りはできても、中ノ村と上ノ村、中ノ村と下ノ村の村位差をきめることは

(第Ⅳ-1表) 豊後における田方石盛り原則

	上々田	上田	中田	下田	下々田
上ノ村	二ツまさり 1.6	← 1.4 →	二ツ劣り 1.2	二ツ劣り 1.0	一ツ劣り (見計カ) .9
村位差	↑ 一ツ増し(1斗)				
中ノ村	二ツまさり 1.5	← 1石3斗 →	二ツ劣り 1.1	二ツ劣り .9	一ツ劣り (見計カ) .8
村位差	↓ 一ツ引き(1斗)				
下ノ村	二ツまさり 1.4	← 1.2 →	二ツ劣り 1.0	二ツ劣り .8	一ツ劣り (見計カ) .7

- (註) ① 中ノ村上田が石盛りの基本となる。
 ② 村位差「一ツ増し」「一ツ引き」は1斗差を示す。
 ③ 田位差「二ツまさり」「二ツ劣り」は2斗差を示す。

できない。検地帳によつて上ノ村の石盛りを見ると、上田は一石四斗で中ノ村上田より一斗高い。また下ノ村上田は一石二斗で中ノ村上田より一斗低くなっており、村位差はともに一斗である。

右のことから中ノ村を基準に、村位差を一定にする石盛り原則も定められていたことが考えられるのである。もちろん、村位差を一斗にするか、二斗にするかなどは検地本来の姿としては上ノ村や、下ノ村と決められた村々の上田での坪刈りの結果と、前項で述べたごとく諸種の条件をかんあんして決めたと考えてよいであろう。

それで上述の石盛り原則と村位差を決めた石盛り原則があれば、あとは前項で述べた大野郡野津院や海部郡丹生庄の場合のように、村々の立地条件をはじめ諸種の条件を考慮して村ごとの村位を決めるだけでよい。すなわち石盛りはあらかじめ決定している村位別の法定石盛りを各村の上田にあてはめるだけで、その他の上々田・中田・下田は自動的に石盛りが決まることになるのである。

また田位の決め方は一筆ごとに坪刈りをしたり、農民から従来の収穫高を報告させるなり、あるいは立毛や日損、水干損等

々の諸条件を調査することによって田位を決めたと考えてよいだろう。その上で石盛り原則をあてはめれば、おのずから石盛りがきまることになる。

あとは実測で得た一筆ごとの面積に、田位に応じた法定石盛りを乗ずれば石盛りが算出できるのである。

ところで太閤検地が命ぜられていた時期は比較的に夏期のもが多く、検地帳の完成は翌年の春から夏にかけてのものが多いようである。また検地絵図の検地風景は刈田での実測風景であり、さらに文禄三年（一五九四）の島津領での検地に際してはすでに述べたごとく、村位ごとの石盛りを定めて検地を命じているし、同年の摂・河地方の検地や伊勢の検地でも、検地条目で基準石盛りをあらかじめ定めた後に命じていることなどから考えると、太閤検地では最初の検地の場合以外は、多くの場合、「先の検地での石盛り」を参考にしながら実測を強化し、面積のより正確な把握をめざしたごとく考えられるのである。とはいえ、「先の石盛り」に不都合があつた場合には坪刈りなり、日照や水・干損、水利等々の諸条件を調査する場合があつたであらうことを否定するものではない。

豊後国南部四郡の石盛りが「先の石盛り」を参考にして定めたものであるのか、あるいは文禄二年（一五九三）に新規に定めたものであるかは詳らかではないが、^⑤検地帳の石盛りは中ノ村上田を基準に、上ノ村上田は一斗多く、下ノ村上田は一斗少い石盛りで、以下「二つ劣り」で整然とした石盛になっている。

それで右のごとく村位差を一斗にする石盛り原則を以下「一つ増し・一つ引き」の原則と仮称することにする。

畑方について見ると、中ノ村上畑は一石で、以下、中畑が八斗・下畑が六斗で田方同様に「二つ劣り」の原則によって石盛りが行なわれている（第1—5表参照）。

上ノ村上畑は一石一斗になっているので村位差は「一つ増し」で、中畑と下畑は「二つ劣り」の九斗と七斗になっている。下ノ村上畑は八斗で中ノ村上畑との村位差は二斗になっており、中ノ村と上ノ村の村位差に比べると倍の村位差になっている。中畑と下畑は「二つ劣り」の石盛り原則通りになっているが、村位差が倍になっているのは下ノ村畑方の土地生産性やその他

の諸条件が上ノ村・中ノ村のそれに比べて大きく劣るために、特に二斗下リ「二つ引き」の石盛りにしたのであろうか。
豊後南部四部の石盛りでは田方・畑方合せて、下ノ村畑方の村位差が「二つ引き」であることは、村位別石盛り制が在地の実情をかなり考慮して石盛りをしたものと考えてよいだろう。

以上のことから、豊後南部四部における文禄二年（一五九三）の検地での石盛りのし方を、次のごとく整理することができ

る。
(一) 中ノ村を基準に村位差「一つ増し・一つ引き」を原則にし、下ノ村畑方だけが例外として土地生産性等諸条件を考慮して「二つ引き」で石盛りをしている。(二) 各村位の田畑の石盛りはそれぞれ上田または上畑を基準に「一つ増り・二つ劣り」で石盛りをしている。

右の二点が豊後南部四部の石盛り原則であつたといえよう。

(四) 次に文禄三年（一五九四）に検地の行なわれた島津領薩摩・大隅・日向での村位別石盛りにおける、石盛り原則について見ることにする。

島津領の検地は第二―A項で述べた如く、「嶋津嶋分国御検地斗代之事」^⑥によって行なわれている。同国でも上述の豊後同様に、畿内地方で見られるような「検地条目」は知られていないようである。

しかしすでに述べたごとく豊後の場合と同様に屋敷の石盛りが中ノ村上畑と同額に石盛りされていることと、同年に出されている畿内地方での「検地条目」に示されている基準石盛りが、中ノ村的石盛りであつたことを考え合せると、島津領でも中ノ村上田・上畑の石盛りが村位別石盛りの基準であつたことが考えられるのである。

中ノ村上田の一石四斗は、本来坪刈りの結果えられた石盛りであるべきであろうが、上述のごとく検地が命ぜられた時にはすでに村位別の石盛りは決められているし、しかも七月十一日に命ぜられた石盛りと、わずか五日後の七月十六日に訂正して

示された石盛りとの間には、かなりの違いがあることはすでに述べた通りであるので、この上田一石四斗は坪刈りの結果によるものではなく、それ以前の収穫高を参考にしたものと考えてよいであろう。

そして、中ノ村上田の一石四斗が基準になって、中田と下田は「二つ劣り」の石盛り原則によって中田が一石二斗に、下田が一石にそれぞれ石盛りされている（稿末付表参照）。

上ノ村上田は一石六斗で、中ノ村上田より二斗高であるので村位差は「二つ増し」の石盛りである。この村位差は上述の豊後南部四郡より大きい。しかし中田と下田は「二つ劣り」の原則に従って一石四斗と一石二斗に石盛りされており、田位差は中ノ村のそれとともに豊後の場合と変わらない。

下ノ村上田は一石二斗で、中ノ村上田より二斗下り、すなわち村位差は「二つ引き」である。中田と下田は「二つ劣り」の原則によって一石と八斗になっている。

下々ノ村上田は下ノ村上田の「二つ引き」の一石で、中田と下田は「二つ劣り」の八斗と六斗になっている。

次に畑方の石盛りについて見ると、中ノ村上畑は一石で、中畑と下畑は田方同様に「二つ劣り」の八斗と六斗に石盛りされている。

上ノ村上畑は中ノ村上畑の「二つ増し」の一石二斗になっており、畑方の村位差も田方のそれと同じ石盛原則によっている。中畑と下畑も「二つ劣り」の原則通りに一石と八斗に石盛りされている。

下ノ村上畑と中ノ村上畑の村位差も田方同様に「二つ引き」の原則によって、八斗になっている。そして中畑と下畑は畑位差「二つ劣り」の六斗と四斗で、ここまでは田方・畑方とも同じ石盛り原則によって機械的に石盛りされているが、下々ノ村畑方の村位差だけは原則はずれているのである。

すなわち、下々ノ村上畑は下ノ村上畑より一斗少い「一つ引き」の七斗である。これは上述の豊後南部四郡の下ノ村畑方だけが村位差「二つ引き」であったのとは逆の石盛りのし方である。中畑と下畑は「二つ劣り」の五斗と三斗で畑位差は原則通

りに石盛りされている。

以上のことから、島津領での村位別石盛り原則を整理すると次のごとくまとめられる。

(一) 村位は上・中・下・下々の四段階に分けてあり、(二) 田方・畑方ともに中ノ村上田・上畑を基準に「二つ増し・二つ引き」の村位差になっている。(三) しかし下々ノ村畑方だけが例外として村位差「一つ引き」になっているが、これは村位を四段階にしたことと関連があるように思われる。(四) 田方・畑方ともに田位差・畑位差は「二つ劣り」の原則がたらぬかれている。

島津領での検地では村位が四段階に分けられているので、この点から村位別石盛り制を見ると、豊後の場合よりも一段と在地の実情にそった、より合理的な制度になっていることを知ることができる。しかし他の一面では下々ノ村畑方の石盛りを下ノ村畑方の「二つ引き」にしなかったことは、在地の実情を考慮しながらも、同時に合理的により多くの年貢の収奪を計った制度であったと見ることができよう。

(イ) 畿内地方については、上述のごとく史料制約があるため、村位別石盛り制の内容をある程度知りうる地方としては摂津と河内しかあげえない。そこで一応この二カ国の場合について石盛り原則を見ることにする。

「検地条目」に示されている基準石盛りが第Ⅱ村位の石盛りであり、豊後や島津領の場合の中ノ村的村位であろうと考えられることは、すでに述べた通りであるので、以下、第Ⅱ村位を基準に石盛り原則を考えることにする。

第Ⅱ村位の石盛りは「検地条目」によって上田が一石五斗・中田が一石三斗・下田が一石一斗と定められている。この田位差は二斗下りであり、豊後や島津領の石盛り原則同様の「二つ劣り」を基調としているものであることがわかる。この場合、上田の一石五斗は検地本来のあり方からすれば、当然坪刈りの結果決められたものではなければならぬが、上述のごとく天正期の石盛りに同じ石盛りがあり、しかも畿内地方では太閤検地開始以来しばしば検地が繰り返されているので、豊後の項で

述べたごとく「先の石盛り」を参考にして実際の縄入れ以前に定められた石盛りのごとく考えられる。

この第Ⅱ村位につぐ村位には第Ⅲ村位があるが、摂津・河内ともに上田は一石四斗になっており、第Ⅱ村位との村位差は一斗で上述の豊後の場合と同様「一つ引き」の村位差になっている。そして中田と下田は一石二斗と一石で田位差は第Ⅱ村位と同じく「二つ劣り」を原則としていることがわかる（第二―B項参照）。

若干の例外はあるにせよ、このことから摂・河・泉の諸国での文禄三年（一五九四）の村位別石盛り制による検地では、村位差「一つ引き」・田位差「二つ劣り」を石盛りの原則としていることがわかる。

右の石盛り原則によって第Ⅳ村位を見ると、摂津では史料制約のため見られないが河内の同村位上田は、第Ⅲ村位上田の「一つ引き」の原則通り一石三斗になっている。両国の中田と下田を見ると摂津では一石一斗と九斗で石盛り原則通りに石盛りされないことになる。河内の中田以下を見ると、中田は「二つ劣り」の原則通りに一石一斗になっているが、下田は八斗で中田の三斗下りになっている。しかし、村位別石盛り制が一定の原則のもとに、石盛りを行なっているらしいことはすでに見てきたところであるので、このことから考えると同国第Ⅳ村位下田の本来の石盛りは中田の「二つ劣り」の九斗であつたろうことが考えられる。

次に第Ⅴ村位について見ることにする。摂津の同村位上田は一石二斗で、第Ⅳ村位上田（仮定石盛り）の「一つ引き」であり、河内でも第Ⅳ村位上田の「一つ引き」と、ともに原則通りに石盛りされている。中田以下の石盛りは両国ともに中田は一石で上田の「二つ劣り」の原則によっている。下田は河内に例外があるとはいえ、ともに八斗でこれも「二つ劣り」の原則通りに石盛りされているのを見ることができる。それで第Ⅴ村位でも石盛り原則は成立する。

最後に第Ⅰ村位について見ると、摂津では上田が一石六斗で第Ⅱ村位上田より一斗高の「一つ増し」の石盛りになっており、石盛り原則通りである。中田は一石四斗でこれも「二つ劣り」の原則に従っている。しかし下田は原則からはずれているが、

(第Ⅳ-2表) 摂・河両国における田方石盛り原則

村 位	上 田	中 田	下 田	備 考
I	1.6	ニツ劣り 1.4	{ 1.2 }	摂津 I
村位差	↑ 一ツ増し			
II	1石5斗	→ 1.3	→ 1.1	(基準石盛り) 河内II 摂津II
村位差	↓ 一ツ引き			
III	1.4	ニツ劣り 1.2	ニツ劣り 1.0	河内III 摂津III
村位差	↓ 一ツ引き			
IV	1.3	ニツ劣り 1.1	ニツ劣り .9	河内IV 摂津IV
村位差	↓ 一ツ引き			
V	1.2	ニツ劣り 1.0	ニツ劣り .8	河内V 摂津V

(註) ① 第II村位、上田がすべての基準となる。

② []は史料制約のため両国とも見られないので推定石盛を示す。

これは史料制約からくるもので本来は一石二斗になるべきであらう。

河内第I村位はすでに第II-B項で述べたごとく、史料制約のため石盛りに端数のついたものしか知りえなかったため、右の石盛り原則を確認しえない。しかし第II村位以下において実証し得る原則が第I村位でだけ実証できないことはありえないと思われるので、摂津第I村位下田と合せて後日を期したい。ともあれ、摂津と河内でも文禄三年(一五九四)の検地において、(一) 第II村位を基準石盛りとして村位を五段階(仮定)に分け、(二) 村位差を「一ツ増し・一ツ引き」とし、(三) 田位差は各村位上田を基準に「二ツ劣り」とすることを原則として石盛りを行っていることを知ることができた。(畑方は第II-B項で述べたごとく村位差等は認められないので、ここでは省略した。)

(二) 以上、村位別石盛り制における石盛り原則を検討してきたが、右のことから原則を総括すると次のごとく考えることができる。

(一) 村位は文禄二年(一五九三)の豊後が上・中・下の三段

階、翌三年（一五九四）の島津領はこれに下々ノ村を加えた四段階、同年の摂津・河内の兩國は第Ⅰ・Ⅴ村位（仮称）の五段階のごとく考えられ、太閤検地当初の単一型石盛りから複數型石盛りに発展している。この複數型石盛りは在地の実情を考慮したものになっていることは繰返し述べるまでもないが、この村位の設定が村位別石盛り制の基本原則であつたことは論をまたないであらう。

(一) 検地施行地域または国ごとに標準的村位を中ノ村または第Ⅱ村位と定めて基準石盛りとし、その上村位および下村位の石盛りを明確にするために、その地域ごとの実情に応じて「一つ増し・一つ引き」、または「二つ増し・二つ引き」の原則を定め、各村位ごとの石盛りを統一的に把握している。豊後や島津領では畑方もこの原則によつてゐるが、下ノ村ないしは下々ノ村において例外的に村位差を大きくしたり、縮小したりしているし、また畿内においては鎌倉期以降における畑方の商品作物栽培による生産性の高さなどを考慮した例外を認めている点が注目されねばならない。このことは一面においては在地の実情をよく考慮し、土地生産性の低い処にはそれ相應の石盛りをした合理的な村位別石盛り制ではあるが、その反面土地生産性の高い処からは収奪の強化をはかつたものであることがわかる。

これで、村位差決定は村位別石盛り制の第二の原則であることがわかる。

(二) 右の原則によつて各村位ごとの上田または上畑の石盛りが決まつた後、各村位の中田および中畑以下の石盛りは一樣に「二つ増し・二つ劣り」の原則によつて石盛りを行なつてゐる。これが第三の石盛り原則である。

(四) さらに第四の原則としては、屋敷方石盛りを村位には關係なく中ノ村または第Ⅱ村位上畑と同額に石盛りしたことである。屋敷方石盛りは第(一)・(二)項で述べたごとくその大部分が各検地施行地域ごとに基準石盛りの上畑と同額に石盛りされてゐるが、これも収奪を強化した一つのあらわれであることがわかる。

(五) また町方屋敷の石盛りにおいても一定の原則のもとに石盛りをしてゐることを知ることができる。すなわち、豊後國臼杵町では町ごとの繁度^{（一）}に經濟力に應じて六段階に分けて石盛りをしてゐるし、島津領では一石三斗を基準に「上・中・下可有

之^⑧」ことが命ぜられている。これも村位別石盛り制の一部をなすものであり、石盛り原則の一つであることが考えられるのである。

以上、文禄検地を中心に村位別石盛り制における石盛り原則を見てきたが、右の諸点から村位付けによる石盛りは、従来考えられていたような単に一地方の特殊な石盛りではなく、広く施行された村位別石盛り制により国ごとに定められた一定の石盛り原則に基いた石盛りであったのである。

(註)

① 大石慎三郎氏の『日本歴史』第三三六号の「口絵Ⅱ 検地絵図写真」参照。もっともこの絵図は江戸期のもので、太閤検地の絵図ではないが、太閤検地もほぼ類似したものであったらうと思われる。

② 「島津家文書」一一〇〇『大日本古文書』（家わけ一六）

③ 「福原文書」宮川満著『太閤検地論』（Ⅲ）三二八頁。

④ 「渡辺文書」『古事類苑』（政治部七十六下編）四五・四六頁。

⑤ 天正十九年の検地史料としては、郡別の総石高を記した指出「豊後国御検地目録案」しか知られていないのでこの点はあきらかにしない。（拙稿「豊後における太閤検地について」大分県高等学校教育研究会『社会部会研究集録』（四）二九～三五頁参照）。

⑥ 「島津家文書」（②に同じ）

⑦ 文禄二年（一五九三）に最初の検地が行なわれているようであるが（宮川満氏『太閤検地論』（Ⅰ）三一五頁第二六表参照）、その詳細を知りえないため、文禄三年（一五九四）の石盛りは前年の検地結果を参考にしたものか、それ以前の収穫高を参考にしたものか詳らかにしない。

⑧ 「島津家文書」（②に同じ）

五 太閤検地以降の村位と石盛り

以上、太閤検地における村位別石盛り制および石盛り原則について検討して来たが、これはひとり太閤検地だけの原則なのであろうか。太閤検地以降の検地ではどのような方法で石盛りをしているだろうか。以下この点について若干の考察をすすめてみよう。

(1) まず豊後から考察をすすめることにする。豊後は上述のごとく文禄二年（一五九三）の検地後、秀吉による小藩分立政策がとられたため、国全体の検地はこれが最後になった。それで細分化された天領や各藩では独自の検地を行なっている。そのいくつかを例示することにする。

(イ) 臼杵領 文禄検地の行なわれた翌三年（一五九四）、福原右馬助直高が海部郡臼杵城に五万石余をもって封ぜられた。ここに臼杵領が始まる。慶長二年（一五九七）になると福原氏は府内（太分）一二万石に転封、替って太田飛彈守重正が臼杵城にはいり、太田氏は同年領内の検地を行なった。^①この時の検地帳は「飛彈帳」の別名で呼ばれ、^②その大半が現存するが、その石盛りを見ると第Ⅴ―Ⅰ表のごとくなっている。

この石盛りを文禄二年（一五九三）の検地での石盛り（第Ⅰ―Ⅴ表）に比べて見るとまったく同じ石盛りである。これは太田氏による初の臼杵領検地は文禄検地の検地原則をそっくり継承したものであると見ることができるといえる。

また慶長五年（一六〇〇）には太田氏に代って臼杵城に稲葉左京亮貞通が、関ヶ原の戦功によってはいった。そして正保五年（一六四八）に同氏は領内の検地を行なっている。この検地を知る史料としては中津浦と津久見警固屋村の検地帳がある。^④

(第V-1表) 慶長2年(1597)臼杵領検地石盛り

	田 方					畑 方				屋 敷	備 考
	上々	上	中	下	下々	上	中	下	下々		
上ノ村	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	
		1.4	1.2	1.0		1.1	.9	.7	1.0		
中ノ村		1.3	1.1	.9		1.0	.8	.6	1.0		
下ノ村	1.4	1.2	1.0	.8	.7	.8	.6	.4	1.0		

(第V-2表) 臼杵領中津浦村石盛り比較

年 号	田 方					畑 方					屋 敷	村 位
	上々	上	中	下	下々	上	中	下	下々	下々		
慶長2年(1597)	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	中ノ村
		1.3	1.1	.9			1.0	.8	.6		1.0	
正保5年(1648)		1.3	1.1	.9	.7		1.0	.8	.6		1.0	

(第V-3表) 臼杵領津久見警固屋村石盛り比較

年 号	田 方					畑 方					屋 敷	村 位
	上々	上	中	下	下々	上	中	下	下々	下々		
文禄2年(1593)	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	石斗	上ノ村
	1.6	1.4	1.2	1.0	.9	1.1	1.1	.9	.7		1.0	
正保5年(1648)	1.6	1.4	1.2	1.0	.8	1.3	1.1	.9	.7	.5		

この両検地帳の石盛りを見る
と第V1・2・3表のごとくで
ある。

中津浦については上述の慶
長二年(一五九七)の太田氏
検地帳があるので、両者を対
比してみると、正保五年(一
六四八)の検地で下々田七斗
が新設されている以外はまっ
たく同じ石盛りである。

また津久見警固屋村につい
ては文禄二年(一五九三)の
豊後国検地の上ノ村石盛りと
対比して見ると、文禄検地で
は「見斗」によつたであろう
と考えられる下々田と上々畑
下々畑に若干の相違(後者の
石盛りが高い)が見られるこ
とを除けば、基本的な上、中、

下田畑の石盛りはまったく一致している。

正保二年（一六四八）の中津浦・警固屋村両検地帳には村位は記されていないが、前者は「文禄検地の中ノ村の石盛り」慶長二年（一五九七）の中ノ村の石盛り」を継承しているので、村位は同じく中ノ村と考えてよいであろう。

後者は文禄検地の「上ノ村の石盛り」と一致しているので、村位は上ノ村と考えることができる。

以上のことから臼杵領では文禄二年（一五九三）の検地以降、太田氏から稲葉氏に領主の交替があったにもかかわらず、太閤検地の村位別石盛り原則はそのまま継承されていることを知ることができるのである。

(四) 府内藩 文禄検地の後、府内藩は文禄三年（一五九四）に早川主馬首長敏が封ぜられたのはじまり、慶長二年（一五九七）に福原右馬助直高、同四年（一五九九）に早川氏再領、同六年（一六〇一）に竹中伊豆守重利、さらに寛永十一年（一六三四）に日根野織部正吉明、万治元年（一六五八）に松平忠昭と、めまぐるしく領主が交替している。

この間の慶長四年（一五九九）に早川氏による検地、同一三年（一六〇八）に竹中氏による検地以下、何回か検地が行なわれているので、各検地ごとの石盛りのし方について見ることにしよう。

文禄検地について最も古い慶長四年（一五九九）の早川氏検地を伝える検地帳は「大分郡今津留村御検地帳」があるが、これには畑方と屋敷方の石盛りしかなく同年の石盛りの全貌を知ることができない。しかし石盛りを見ると上畑一石、中畑一八斗、下畑一六斗、屋敷一石で、この石盛りは文禄検地の中ノ村と同じ石盛りである。わずかに一例でそれも畑方石盛りのみで断定できかねるが、同年の早川検地は文禄検地の石盛り原則を継承しているように思われる。

これに続いて慶長一三年（一六〇八）に竹中氏検地が行なわれているが、同検地では文禄検地の石盛りを若干手直ししている。

すなわち、大分郡在隈郷古国府村は第Ⅴ-4表上段に示すごとく、上田一石六斗、中田一石四斗、下田一石二斗で、これは文禄検地の上ノ村上々田・中田にあたる石盛りである。村位が記されていないし、この石盛りは文禄検地の上ノ村のそ

(第Ⅴ-4表) 竹中氏検地石盛り

村 位	田 方			畑 方			屋 敷	村 名
	上	中	下	上	中	下		
(上ノ村)	石、斗 1.6	石、斗 1.4	石、斗 1.2	石、斗 1.1	石、斗 .9	石、斗 .7	石、斗 1.0	大分郡古国府村
中ノ村	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6	1.0	直入郡城後村
下ノ村	1.1	.9	.7	.8	.6	.5 (.4)	1.0	直入郡石合村・同城後村 萩原・大分郡高城村

れより一段階高い石盛りであるが、文政元年（一八一八）の検地でも同じ石盛りをしているので、一応この石盛りを上ノ村的石盛りと考えておきたい。

中ノ村の石盛りは竹中氏領地であった直入郡城後村検地帳^⑦によって知ることができ、同村の石盛りは表に見るごとく文祿検地のそれとまったく同額である。しかし、文祿検地では城後村本村と同じ石盛りであった同村枝郷の萩原は、竹中氏検地では下ノ村に位付け（格下げ）されている^⑧。

下ノ村の石盛りは右の萩原のほかに直入郡石合村^⑨（現大分郡）と大分郡植田庄高城村^⑩の検地帳で知ることができる。下ノ村石盛りは文祿検地のそれより一斗あて少なくなっている。

この結果、竹中氏検地では上ノ村的村と下ノ村の石盛りを若干手直しているが、村位別石盛りの制度を継承しつつも、より在地の実情に即した石盛りをしていることを知ることができる。

竹中検地で上ノ村的石盛りをされた大分郡古国府村は、上述のごとく文政元年（一八一八）の「田地水帳」^⑪でも同額の石盛りになっている。これは村位別石盛りが継承されていることを物語るものであろう（第Ⅴ-5表参照）。また承応三年（一六五四）の鶴田村^⑫の田方石盛りは上田一石四斗、中田一石二斗、下田一石でこれは文祿検地の上ノ村石盛りと同額である。そしてこの石盛りには「古田」と註がつけられていて、中古の起田は上田一石三斗、中田一石一斗、下田一石で区別してあるところを見ると、右の古田石盛りは、文祿ないしは慶長四年（一五九四）頃の石盛りを

(第V-5表) 府内額年次別村位別石盛り

年 号	田 方				畑 方				屋 敷	村 名
	上	中	下	下々	上	中	下	下々		
慶長13	石・斗 1.6	石・斗 1.4	石・斗 1.2	石・斗	石・斗 1.1	石・斗 .9	石・斗 .7	石・斗	石・斗 1.0	大分部古国府村
文政1	1.6	1.4	1.2							同上
承応3	1.4	1.2	1.0				.6		1.0	大分部鶴田村
天保15	1.4	1.2	1.0		1.2	1.0	.6			大分部駄ノ原村
寛永2	1.3	1.1	.9		1.0	.8	.6		1.0	大分部曲村
文化9	1.3	1.1	.9	起.9	1.0	.8	.6	起.6	1.0	大分部瀬口村・武 宮村・後田村
文化9	1.2	1.0	.8		.8	.6	.4		1.0	大分部馬籠村
明治2	1.2	1.0	.8	.6	1.0	.8	.6	.4	1.0	大分部直野内山村

示し、その石盛りが継承されていることを示すもののごとく考えられる。弘化四年（一八四七）になると同村の石盛りは、古田と中古およびそれ以後の新規起田畑を総合して新たに上々田一石四斗、上田一石三斗、中田一石二斗、下田一石、起一斗九斗（畑方略）と定められているが、それまでは古い石盛りがそのまま継承されているのである。また天保一五年（一八四四）の大分部駄ノ原村の石盛り¹⁹も鶴田村の石盛りと同額である。このことから府内藩では少くとも上述の弘化四年（一八四七）以前にあっては右の石盛りの村位があったことが考えられるのである。慶長一三年（一六〇八）の竹中検地では史料制約のため右の石盛りの村をまだ知らないが、もしあったとすれば上述の古国府村は上々村となること

も考えられるのである。

さて寛永二年（一六二五）の曲村⁽¹⁴⁾の石盛りは、文禄検地の中ノ村の石盛りと同額であり、年代的にははるかに遅った文化九年（一八一二）の瀬口村⁽¹⁵⁾、武宮村⁽¹⁶⁾、後田村⁽¹⁷⁾の石盛りもこれと同額である。それで右の村位の石盛りも上述の石盛り同様に古検の石盛りが継承されたものといえよう。

さらに文禄検地の下ノ村石盛りと同額の石盛りの村として、文化五年（一八一二）の馬籠村⁽¹⁸⁾をあげることができるし、明治二年（一八六九）の直野内山村⁽¹⁹⁾の石盛りもあげることができる。数少ない事例とはいえ文化九年（一八一二）の石盛りに右のごとく二通りの石盛りがあるということは、この石盛りの違いが単なる間違いではなく村位別石盛り制が継承されてきていることを物語っていると思われるのである。

(イ) 天領 現在の直入郡直入町上田北地方は寛文六年（一六六六）以降、天領⁽²⁰⁾となった。そしてその中心村であった城後村には文禄二年（一五九三）以降明治三年（一八七〇）までの各時代の石盛りを伝える史料がある。第Ⅴ―Ⅵ表⁽²¹⁾に示すごとくである。

これによると田方に關しては、慶長三年（一五九八）に一度だけ各田位とも五升あて石盛りが高くなっているが、その他は文禄二年（一五九三）から明治三年（一八七〇）までの間同一石盛りが行なわれていることを知ることができる。畑方についても慶長三年（一五九三）の検地のほかに、延享四年（一七四七）の下畑と明治三年（一八七〇）の上畑、そして上畑の麥更にもなう屋敷方石盛りがわずかに違っているだけで他はまったく同じ石盛りになっている。これは文禄検地で示された石盛り原則が土地支配原則として明治初年の地租改正まで継承されていたことを物語るものであろう。

(ニ) 岡領 文禄検地の後、大野・直入・大分三郡にまたがる七万石余の岡領が設置され、ここに播州三木から中川秀成が封ぜられた。同領では慶長三年（一五九八）の朝鮮の役後、領内の名主に古帳の差出しを敕命、それをもとに第Ⅴ―Ⅶ表⁽²²⁾に示すごとく村位別石盛りを実施した。

(第V-6表) 豊後国城後村石盛り

年 号	田 方			畑 方				屋敷	史 料
	上	中	下	上	中	下	下々		
文 祿 2	石,斗 1.3	石,斗 1.1	石,斗 .9	石,斗 1.0	石,斗 .8	石,斗 .6	石,斗 1.0	1.0	検地帳
慶 長 3	1.35	1.15	.95	1.05	.85	.65		1.05	検地帳
慶 長 13	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6		1.0	名寄帳
延 宝 6	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6		1.0	毛見帳
享 保 6	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6		1.0	村明細帳
延 享 3	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6		1.0	同 上
" 4	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.7		1.0	田畑様子書 上帳
寛 延 4	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6	.4	1.0	村明細帳
宝 暦 2	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6	.4	1.0	同 上
" 6	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6	.4	1.0	同 上
天 明 8	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6	.4	1.0	同 上
寛 政 6	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6	.4	1.0	同 上
明 治 3	1.3	1.1	.9	1.1	.8	.6	.4	1.1	高反別取米 大豆書上帳

(第V-7表) 岡領村位別石盛り

村 位	田 方					畑 中					屋敷
	上々	上	中	下	下々	上々	上	中	下	下々	
上 の 村	石,斗 1.4	石,斗 1.3	石,斗 1.2	石,斗 1.1	石,斗 1.0	石,斗 1.0	石,斗 .9	石,斗 .8	石,斗 .7	石,斗 .6	1.0
中 の 村	1.3	1.2	1.1	1.0	.9	.9	.8	.7	.6	.5	1.0
下 の 村		1.1	1.0	.9	.8		.7	.6	.5	.4	1.0

この石盛りは全般的に文禄検地のそれより低く、村位差・田立差が一斗であるが、上述のごとく古帳（文禄検帳か）の差し出しを命じてそれをもとに村位別石盛りを実施しているので、文禄検地の村位別石盛り制度は継承されていると見ることができ、在地の実情に台致したきめこまかな石盛りになっていることを知ることができるのである。

以上のほかに豊後には佐伯藩、日出藩、杵築藩、森藩、延岡領、肥後領などがあり、みなそれぞれに村位別の石盛りをしている。これはとりもおさず文禄検地で示されたより合理的な石盛り法に土地・農民の支配法が各藩の実情に合せて継承されていることを物語るものであるといえそうである。

（註）

- ① 拙稿「豊後における太閤検地について」大分県高等学校教育研究会『社会部会研究集録』（四）三三頁。
- ② 渡辺澄夫著『大分県の歴史』一四五頁。
- ③ 渡辺澄夫博士所蔵文書（大分大学教育学部）
- ④ 臼杵市立図書館所蔵文書。
- ⑤ 大分県立図書館所蔵文書。
- ⑥ 渡辺澄夫博士所蔵文書。
- ⑦⑧⑨ 田北フサ子氏所蔵文書（大分県直入郡直入町城後）。
- ⑩ 安東清一氏所蔵文書（大分市高瀬）。
- ⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱ 『府内藩記録』乙の部（大分県立図書館所蔵）。
- ⑲ 渡辺澄夫博士所蔵文書。
- ⑳ 拙稿「辺地における近世農村の成立」『大分県地方史』四九号六～八頁。
- ㉑ 右同一〇～一五頁。

(付表) 文禄3年島津領村位別石盛り原則

	田 方			畑 方		
	上	中	下	上	中	下
上ノ村	石・斗 1.6	石・斗 1.4	石・斗 1.2	石・斗 1.2	石・斗 1.0	石・斗 .8
村位差	↑ ニツ増し			↑ ニツ増し		
中ノ村	1.4	ニツ劣り 1.2	ニツ劣り 1.0	1.0	ニツ劣り .8	ニツ劣り .6
村位差	↓ ニツ引き			↓ ニツ引き		
下ノ村	1.2	1.0	.8	.8	.6	.4
村位差	↓ ニツ引き			↓ 一ツ引き		
下々ノ村	1.0	.8	.6	.7	.5	.3

(22)

『朝地町史』三四三〜三四四頁。「戸伏家所蔵文書」(大分県直入郡直入町長野)。

(追記)

紙幅の都合で本項は豊後についてのみしか述べなかった。次号では全国的観点から述べることにする。

大分県立大分工業高校教諭

(未完)